

財務省告示第二百十四号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平
 成十九年五月三十日に発行した利付国債の発行条
 件等を次のとおり告示する。
 平成十九年六月八日

財務大臣 尾身 幸次

一	名称及び記 号	利付国庫債券（五年）（第六十三 回）
二	発行の根拠 法律及びそ の条項	特別会計に関する法律（平成十 九年法律第二十三号）附則第七 十六条第一項
三	振替法の適 用等	社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。
四	発行方法	日本郵政公社法（平成十四年法 律第九十七号）第二十四条第三 項第四号に規定する郵便貯金資 金による引受け
五	発行額	額面金額で二千三百五十四億円
六	払込金額	二千三百四十九億五百六十六万 円
七	最低額面金 額	五万円
八	振替単位	振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。
九	発行日	平成十九年五月三十日
十	発行価格	額面金額百円につき九十九円七

十一 利率
十二 経過
の払込み

十九銭
年一・二パーセント
日本郵政公社総裁は、払込金額
に日本郵政公社の算式により算出し
た金額を第十八号に規定する期
日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{1.2}{100} \times \frac{71}{365}}$$

十三 初期
利率

平成十九年九月二十日を支払期
とし、次の算式により算出した
金額を支払う。ただし、支払期
が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う。以下、
次号及び第十五号において規定
する期日について同じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times \frac{1.2}{100} \times \frac{1}{2}}$$

十四 第二期
以後の
利率

毎年三月二十日及び九月二十日
を支払期とし、各支払期におい
て、その日以前六月間に属する
利率を支払う。

十五 償還
期限

平成二十四年三月二十日
額面金額百円につき百円

十六 元金
支額

日本銀行

十七 払込
場所

十八 払込
期日

平成十九年五月三十日